

# 機能的定位脳手術施設認定および技術認定に関する細則

## 第1章 総則

### (目的・名称)

第1条 日本定位・機能神経外科学会（以下、本学会）は、脳機能を修飾する機能的定位脳手術が、安全かつ緻密に実施されることと人材育成を目的として、機能的定位脳手術施設認定および技術認定を行う。この細則は本認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 技術認定委員会

### (設置)

第2条 本学会は、前章の目的を達成するために技術認定委員会（以下、委員会）を置く。

### (業務)

第3条 委員会の業務は以下の通りとする。

- 1) 本制度に関わる規約の作成ならびに改訂。
- 2) 関連学会との連絡および調整、その他、本制度にかかわる全ての問題への対処。
- 3) 技術認定施設の審議ならびに判定。
- 4) 本制度技術認定の審査ならびに判定。
- 5) 講習会の開催および認定。

### (委員の資格)

第4条 技術認定委員会委員（以下、委員）は、次の号に定める資格を要する。

- 1) 本学会の理事であること。

### (委員選出方法)

第5条 委員は、委員会からの推薦のもとに、会長が指名する。

### (委員長を選任)

第6条 技術認定委員会に委員長と副委員長数名を置く。委員長は、理事会に指名される。

### (委員長の業務)

第7条 委員長の業務は以下の通りとする。

- 1) 委員長は、必要に応じて、技術認定委員会ほか技術審査に関わる委員会を開催する。
- 2) 委員会において決定された重要案件を執行する。
- 3) 委員内定者を承認する。

4) 技術認定証交付内定者を承認する。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、満65歳を超えない。委員長  
の任期は2年とし、再任を妨げない。

(欠員の補充)

第9条 委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、第5条および6条に定める任命  
方法に準じて補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の  
残任期間とする。

(委員の資格喪失)

第10条 次の各号に該当する者は、委員会を経て委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会の理事の資格を喪失したとき。
- 3) その他、委員として不適と認められたとき。

### 第3章 施設認定

(申請資格)

第11条 施設認定の認定審査を希望する施設は、以下の各号に掲げる条件を満たさ  
なければならない。

- 1) 本学会の認定施設は、日本脳神経外科学会の定める専門医認定制度に関する規  
約に基づく基幹施設・連携施設・関連施設のいずれかであること。
- 2) 少なくとも1名の脳神経外科専門医が常勤していること。

(申請)

第12条 施設認定の認定審査を申請する施設の代表者は、以下の号に掲げる手続  
きを行わなければならない。

- 1) 過去1年間（当該年1月1日～12月31日）の機能的定位脳手術施行症例  
の登録。

(審査・認定)

第13条 施設認定を受ける施設は、以下の各号の要件を満たしていなければならない。  
施設認定審査は委員会が行い、本学会の理事会（以下、理事会）に答申す  
る。

- 1) 過去3年間の機能的定位脳手術症例登録数が原則18例以上あること。
- 2) 認定審査は年1回とする。
- 3) 登録の締め切りは毎年2月末とし、3月中に施設認定を行う。
- 4) 審査に合格した施設は、審査結果通知後速やかに認定料三万円を納付する。
- 5) 理事会は委員会の議を経て認定した施設に認定証を交付する。ただし、認定

期間は1年とする。

(認定資格の取り消し)

第14条 委員会は以下の各号の理由により、認定資格の喪失を理事会に答申できる。

- 1) 施設認定内定施設が認定を辞退したとき。
- 2) 委員会が、認定施設として適格性を欠くと判断したとき。

## 第4章 技術認定

(申請資格)

第15条 技術認定の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 1) 脳神経外科もしくは神経内科専門医である者。
- 2) 本学会の会員であること。

(申請)

第16条 技術認定の認定審査を申請する者は、以下の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1) 機能的定位脳手術認定施設にて5例以上の機能的定位脳手術に携わる。
- 2) 上記5例について本学会が定める様式に従って症例報告を、委員会に提出する。

(審査・認定)

第17条 以下の要件を満たす者は、機能的定位脳手術技術認定の審査・認定を受けることができる。技術認定審査は委員会が行い、理事会に答申する。

- 1) 提出された5例の症例報告が委員会にて適正と判断された者。

(認定資格の取り消し)

第18条 委員会は以下の各号の理由により、認定資格の喪失を理事会に答申できる。

- 1) 技術認定内定者が認定を辞退したとき。
- 2) 本学会の会員の資格を喪失したとき。
- 3) 委員会が、認定医として適格性を欠くと判断したとき。

## 第5章 補則

(細則の変更)

第19条 本細則の変更改廃は理事会が行う。

附則

この規程は平成29年10月13日から施行する。